

蓮田市立小学校及び中学校学習者用タブレットP C等貸与要綱

教育長決裁 令和3年 9月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒に対する学習者用タブレットP C等の貸与に関して、必要な事項を定めるものとする。

(貸与物品等)

第2条 この要綱により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 情報端末本体（タブレットP Cをいう。）及びその附属品（以下「タブレットP C等」という。）

(貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) タブレットP C等 学校に在籍する児童及び生徒（以下「利用者」という。）

(貸与期間)

第4条 タブレットP C等の貸与期間は、利用者が当該貸与を受けた日に在籍する学校を卒業するまでの期間とする。

(貸与の届出)

第5条 タブレットP C等の貸与を受けようとする利用者の保護者（以下「タブレットP C等の貸与申請者」という。）は、学習者用タブレットP C等の貸与に係る同意書（様式第1号）を利用者の在籍する校長に提出するものとする。

第6条 タブレットP C等の管理は、学校又は校外学習において使用する場合は、利用者の在籍する校長が行うものとし、学校外での家庭学習等において使用する場合は、利用者及びタブレットP C等の貸与申請者が行うものとする。

(使用料等)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無料とする。ただし、学校外での家庭学習等において充電及び通信に係る費用は、タブレットP C等の貸与申請者の負担とする。

(管理にかかわる事務)

第8条 教育委員会は、タブレットP C等の貸与に係る事務を、校長に委任するものとする。

2 教育委員会は、タブレットP C等の貸与状況を常に明らかにするため、タブレットP C等貸与管理台帳を利用者の在籍する学校に備え付けるものとする。

3 校長は、タブレットP C等の貸与状況を常に明らかにするため、タブレットP C等貸与管理台帳を教育委員会に報告するものとする。

4 校長は、利用者へのタブレットP C等の貸与状況に変更が生じたときは、速やかにタブレットP C等貸与管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。

(貸与物品の使用)

第9条 利用者並びにタブレットP C等の貸与申請者は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて、教育委員会又は校長の指導に従い、細心の注意をもって使用するものとする。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。

(6) タブレットP C等に校長の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。

(7)教育委員会が別に定めるタブレットP C利用の手引き等に反する行為を行うこと。

(8)その他貸与の目的に反すること。

3 利用者並びにタブレットP C等の貸与申請者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(遵守事項)

第10条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信については、利用者の責任において行うこと。
- (2) 必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

(紛失等)

第11条 校長は、タブレットPC等の紛失、破損があったときは、直ちに教育委員会に報告するものとする。

- 2 タブレットPC等の貸与申請者は、学校外での家庭学習等において、タブレットPC等の紛失、破損があったときは、直ちにタブレットPC等紛失届、破損届・修理願（様式第2号）を利用者の在籍する学校の校長に提出するものとする。
- 3 前2項の場合において、紛失、破損の理由が利用者の故意又は重大な過失と認められるときは、タブレットPC等の貸与申請者がその現品若しくは相当の対価により弁償し、又は修理等の原状復旧に要する費用を負担するものとする。

(損害賠償等)

第12条 タブレットPC等の貸与申請者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 校長又は教育委員会は、タブレットPC等の貸与申請者による貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、その責任を負わないものとする。

(貸与の取消し)

第13条 教育委員会は、第4条の貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
- (2) 貸与物品の管理運営において、特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却等)

第14条 利用者は、貸与期間が終了する日までに、タブレットPC等を校長に返却し、教育委員会に返却するものとする。

2 利用者は、前条の規定により貸与を取り消されたときは、校長又は教育委員会が別に定める日までに、タブレットPC等を校長に返却し、教育委員会に返却するものとする。

3 利用者は、貸与物品の返却時に、第11条に規定する貸与物品の破損が発覚した場合において、その破損の理由が利用者の故意又は重大な過失と認められるときは、タブレットPC等の貸与申請者がその現品若しくは相当の対価により弁償し、又は修理等の原状復旧に要する費用を負担するものとする。

4 利用者が、貸与物品を第1項又は第2項に規定する日までに返却せず、校長又は教育委員会からの督促にも応じない場合は、タブレットPC等の貸与申請者は、貸与物品の相当の対価を弁償するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

様式第2号-1 (要綱第11条関係)

令和 年 月 日

蓮田市立 校長 宛

年 組 番 児童・生徒氏名

保護者氏名

タブレットPC等管理番号

タブレットPC等紛失届

下記の理由により、タブレットPC等を紛失いたしましたので、届け出るとともに、代替品の貸与をお願いいたします。なお、代替品の貸与にかかる費用を全額負担いたします。

紛失理由

① 紛失したものに○を付けてください。

タブレットPC本体・キーボード・ACアダプタ・その他 ()

② 紛失した日時 (紛失に気が付いた日)

令和 年 月 日 時頃

③ 紛失状況 (どのような状況で紛失しましたか。)

令和 年 月 日

蓮田市立 校長 宛

年 組 番 児童・生徒氏名

保護者氏名

タブレットPC等管理番号

タブレットPC等破損届・修理願

下記の理由により、タブレットPC等を破損いたしましたので、届け出るとともに、修理をお願いいたします。

破損理由

① 破損したものに○を付けてください。

タブレットPC本体・キーボード・ACアダプタ・その他 ()

② 破損した日時 (故障に気が付いた日)

令和 年 月 日 時頃 (第 校時・教科)

※授業中の場合は () 内を記載

③ 破損場所 (例 教室、校庭)

④ 破損内容 (例 画面にひびが入った。)

⑤ 破損理由 (どのような状況で破損してしまいましたか。)

